

## 令和5年度 随意契約理由書

(単位:円)

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
人事給与システム賃貸借(ソフトウェア使用及び保守契約)	自 R5.10.1 ～ 至 R10.9.30	株式会社ジーシーシー	前橋市上大島町96	11,741,400(5年間)	総務課
		随意契約時の選定理由			
		既存の導入業者と契約することにより、機器導入時の作業工数の抑制、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)また、契約期間は5年間の長期契約。(明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号該当)			
令和5年度 同報系防災行政無線施設維持管理業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番1	1,430,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		当町の所有する防災行政無線設備は「(株)富士通ゼネラル」が製造し導入した業者である。そのことから既に他の防災関係設備と連携しており、既存仕様の熟知が必須であり、同社以外の者から役務の提供を受けることは、責任の一貫性がなくなるうえ、障害発生時の迅速な復旧対応が不可能である。したがって、本業務は同社が唯一の相手方であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。			
役場庁舎2階EHP-12系統空調設備更新工事	自 R5.8.1 ～ 至 R5.12.15	有限会社浜野管工設備	館林市北成島町1815-11	10,120,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		競争入札において予定価格以下の入札がなかったため、最低価格を提示した業者と交渉の上契約をしたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)			
令和5年度 明和町役場庁舎設備機器保守点検業務	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社神寛	館林市松原二丁目6番26号	2,970,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		庁舎の空調の保守は(株)神寛が行っており、同社はその構造・使用を熟知している。よって、同社以外の者から役務の提供を受けることは十分な便益を享受することができない。したがって、本業務は、同社が唯一の相手方であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度広報めいわ及びカレンダー印刷製本業務	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	東京広告株式会社	太田市西新町12-2	広報めいわ 1.73円/頁 カレンダー 7.60円/頁+消費税	総務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、金額だけではなく印刷技術も重要であり、見積合わせ結果と技術力を点数化し比較することで業者選定を行っている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適さない)			
令和5年度各種健(検)診業務実施に伴う受診票作成及び名寄せ封入封緘業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社タナカ	栃木県宇都宮市平松本町1101-14	1,896,950	住民保険課・健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、受診票や封筒等の印刷や年齢・性別によるパターンごとの印字作業からパターン分けした印刷物の封入封緘作業までの一元化した業務を実施するものである。このパターンは明和町独自に作成されており、プログラム構築までの時間と費用を要する。(株)タナカは町の印字プログラムがすでに構築できており、期間の短縮及び経費の削減が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和5年度特定健診等受診率向上対策事業業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社キャンサースキャン	東京都品川区西五反田1丁目3-8	3,516,755	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、特定健診審査受診率向上のために実施する群馬県国民健康保険団体連合会との共同事業である。(株)キャンサースキャンは、同連合会が制定した令和5年度特定健診等受診率向上対策事業実施要綱第2項に規定する指定業者であり、同事業を実施する唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和5年度集団健診予約システム運用管理業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	エクシオ・コアイノベーション株式会社	伊勢崎市宮子町3450番地8	1,320,000	住民保険課・健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		本事業で導入する予約システムは、行政総合ネットワーク(LGWAN)での運用が可能であるため、予約専用ネットワークとPC端末の用意が不要であり、導入費用を著しく削減することができる。またサンデンスシステムエンジニアリング(株)は、本町の「国保情報データベース」の導入実績があり、国保加入者を対象とした特定健診において、医療費適正化に向けた被保険者情報の連携を行うことができる唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和5年度集団健診業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	医療法人海宝会明和セントラル病院	邑楽郡明和町中谷331番地1	5,776,903	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		明和セントラル病院は、町内医療機関のうち町の集団健診を実施できる唯一の医療機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
マイナポイント設定支援等委託	自 R5.6.1 ～ 至 R5.9.30	株式会社両毛ビジネスサポート	桐生市広沢町2丁目2961番地	2,231,240	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業の遂行にあたっては、国のマイナポイント事業において期限が延長され、急遽、マイナポイント設定支援体制が必要となり、令和5年5月末までに委託していた業者でないと対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
コンビニ交付構築業務	自 R5.6.1 ～ 至 R5.12.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	12,540,000	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の住民票・印鑑・税連携サーバと戸籍連携サーバを使用し、コンビニ証明書発行サーバを構築するものであり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
コンビニ交付発行システムクラウド使用料	自 R5.11.1 ～ 至 R8.10.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	14,652,000	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中コンビニ交付発行システムのサービス提供及び運用サポートであり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等への対応業務委託	自 R6.3.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	8,195,000	住民保険課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の住民基本台帳システムと戸籍附票システムを改修する事業であり、導入業者以外の契約が極めて困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
子ども第三の居場所建設工事における追加工事契約	自 R6.1.12 ～ 至 R6.3.19	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687	1,650,000	健康こども課
		特命随意契約時の選定理由			
		子ども第三の居場所は、竣工から運営開始まで1か月間の期間しかなく、その間に備品搬入やシステム工事の施工など予定が詰まった状況である。 今回の指名業者は、当該新築施設の施工業者であり、本体工事と並行して追加工事が可能であり、当該施設の建築に熟知しているため、別業者に委託するよりも工期の短縮が可能となるため契約に至った。			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
子ども第三の居場所設計業務委託	自 R5.5.1 ～ 至 R5.6.30	株式会社フケタ設計	栃木県宇都宮市大曾1丁目5番8号	1,903,000	健康こども課
		特命随意契約時の選定理由			
		建設予定地に隣接する明和メディカルセンタービル(医療保健複合施設)の設計施工監理を行った当業者は、当該建設予定地周辺の地盤、地質、建築条件等のデータを保有し、状況を十分に把握していることから、建築にあたっての一部調査業務等が不要となる。そのため適正かつ安価で円滑に設計業務を行うことができるため、同法人を指名し特命随意契約とした。			
子ども第三の居場所送迎用公用車購入	自 R5.9.26 ～ 至 R7.3.31	オートガレージワイズ	邑楽郡明和町江口610番地1	1,732,500	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		当該事業については、予定価格2,045,454円(税抜)であり、金額だけでみた場合は入札に該当するものである。しかし、当該事業は町内に履行可能な業者が複数あり、どの企業も入札の指名参加願を提出していないため、入札では町内業者が参加できない。 そのため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第3条及び「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、町内業者の見積合せによる随意契約を行うことで、中小企業者の受注の機会を確保したい。 くわえて、公用車の購入はその後の車検、修理といった維持管理の受注にもつながるため、町内業者の継続的な振興にもつながると考え契約した。			
令和5年度明和町ふれあいセンターズカケ夜間受付業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	1,360円/時間+消費税の出来高年間見込額2,017,220円+消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす事業者が競争入札に付したとき落札者がいないため、見積合わせによる随意契約としたもの (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			
令和5年度明和町ふれあいセンターポプラ夜間受付業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	1,360円/時間+消費税の出来高年間見込額2,017,220円+消費税	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす事業者が競争入札に付したとき落札者がいないため、見積合わせによる随意契約としたもの (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度 小規模農村整備事業(下江黒)調査設計業務委託	自 R5.6.15	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	2,563,000	産業環境課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R6.3.18	<p>農業農村整備における補助事業は、農水省が示している土地改良事業設計基準に基づき、設計することとなっている。</p> <p>この設計基準を用いて、農林水産省(国)が開発した補助版標準積算システム(リーザ)は、土地改良事業団体が維持管理を行い、稼働している。</p> <p>民間コンサルタントは当該システム(リーザ)を入手し、使用することが出来ないため、積算することが困難であり、仮に積算基準をまた別のシステムに入れ替える作業を行うとなると、相当のコスト(人件費)がかかり、設計費が高くなる。</p> <p>よって、当該業務を他業者は請け負うことが出来ず、群馬県土地改良事業団体連合会に委託することで、精度の高い成果品が期待され、またコスト削減につながるため。</p> <p>なお、当該業者は、町内における農道整備等の設計を多く行っており、現場の状況を把握しているため、迅速かつ正確な設計が期待される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>			
令和5年度 小規模農村整備事業(下江黒)用地測量業務委託	自 R5.6.15	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	4,356,000	産業環境課
	～	随意契約時の選定理由			
	至 R6.3.18	<p>農業農村整備における補助事業は、農水省が示している土地改良事業設計基準に基づき、設計することとなっている。</p> <p>この設計基準を用いて、農林水産省(国)が開発した補助版標準積算システム(リーザ)は、土地改良事業団体が維持管理を行い、稼働している。</p> <p>民間コンサルタントは当該システム(リーザ)を入手し、使用することが出来ないため、積算することが困難であり、仮に積算基準をまた別のシステムに入れ替える作業を行うとなると、相当のコスト(人件費)がかかり、設計費が高くなる。</p> <p>よって、当該業務を他業者は請け負うことが出来ず、群馬県土地改良事業団体連合会に委託することで、精度の高い成果品が期待され、またコスト削減につながるため。</p> <p>なお、当該業者は、町内における農道整備等の設計を多く行っており、現場の状況を把握しているため、迅速かつ正確な設計が期待される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課	
令和5年度 小規模農村整備事業(南大島)調査設計業務委託	自 R6.1.29 ～ 至 R6.3.29	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	1,441,000	産業環境課	
		随意契約時の選定理由				
		<p>農業農村整備における補助事業は、農水省が示している土地改良事業設計基準に基づき、設計することとなっている。</p> <p>この設計基準を用いて、農林水産省(国)が開発した補助版標準積算システム(リーザ)は、土地改良事業団体が維持管理を行い、稼働している。</p> <p>民間コンサルタントは当該システム(リーザ)を入手し、使用することが出来ないため、積算することが困難であり、仮に積算基準をまた別のシステムに入れ替える作業を行うと、相当のコスト(人件費)がかかり、設計費が高くなる。</p> <p>よって、当該業務を他業者は請け負うことが出来ず、群馬県土地改良事業団体連合会に委託することで、精度の高い成果品が期待され、またコスト削減につながるため。</p> <p>なお、当該業者は、町内における農道整備等の設計を多く行っており、現場の状況を把握しているため、迅速かつ正確な設計が期待される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>				
令和5年度 小規模農村整備事業(南大島)用地測量業務委託	自 R6.1.29 ～ 至 R6.3.29	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町二丁目6番地4	3,322,000	産業環境課	
		随意契約時の選定理由				
		<p>農業農村整備における補助事業は、農水省が示している土地改良事業設計基準に基づき、設計することとなっている。</p> <p>この設計基準を用いて、農林水産省(国)が開発した補助版標準積算システム(リーザ)は、土地改良事業団体が維持管理を行い、稼働している。</p> <p>民間コンサルタントは当該システム(リーザ)を入手し、使用することが出来ないため、積算することが困難であり、仮に積算基準をまた別のシステムに入れ替える作業を行うと、相当のコスト(人件費)がかかり、設計費が高くなる。</p> <p>よって、当該業務を他業者は請け負うことが出来ず、群馬県土地改良事業団体連合会に委託することで、精度の高い成果品が期待され、またコスト削減につながるため。</p> <p>なお、当該業者は、町内における農道整備等の設計を多く行っており、現場の状況を把握しているため、迅速かつ正確な設計が期待される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>				
令和5年度 下江黒地区ほ場整備に伴う付帯工事(R5-1工区)	自 R6.1.15 ～ 至 R6.3.29	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	6,215,000	産業環境課	
		随意契約時の選定理由				
		<p>県営下江黒土地改良事業工事を県から当該業者が受注し施工しており、現地状況を十分に把握しているため、工期短縮と経費削減が見込めるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>				

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度 単独公共 町道68号線外2線 街路樹維持管理業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	多田造園	邑楽郡明和町上江黒994番地	1,254,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、明和町内の街路樹の維持管理を委託するものであり、過去の実績から、町の設計額よりも著しく有利な価格で契約できる見込みがあるため。 ※地方自治法施行令167条の2第1項第7号			
令和5年度 単独公共 谷田川堤防等道路占用箇所 維持管理業務委託	自 R5.4.12 ～ 至 R6.1.31	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	6,875,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、谷田川堤防の占用箇所において、舗装道路の両側1mは町が管理することになっている。町管理部分を除いた大部分は、館林土木事務所が管理を行う範囲であり、今年度については、(有)司建設と契約し除草作業の実施する予定である。 そこで町管理部分の除草作業を行うにあたり、業者及び作業時期を統一し、作業を行うことで機材の運搬費等が抑えられ、安価かつ効率的な作業の実施が見込める同一業者にて作業を実施したいため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第6号			
令和5年度 単独公共 町道59号線道路改良工事	自 R5.6.15 ～ 至 R5.10.31	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856番地3	1,694,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		児童・生徒が通学している時期には、工事を施工することが難しい。施工時期としては、夏休みの期間が最良と考えられることと同現地の状況を十分に把握している町内事業者にて施工を依頼することで、工期短縮と経費削減が見込めるため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第6号			
令和5年度 単独公共 町道2-241号線 道路付替えに 伴う地質調査業務委託	自 R5.8.25 ～ 至 R6.2.29	三陽技術コンサルタンツ株式会社	前橋市天川大島町三丁目8番地の3	10,450,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、地質調査業務である。 下記業者は、本事業の測量及び道路詳細設計を請け負っている事業者であり、現地の状況を十分に把握しているため、工期短縮と経費削減が見込めるため。 ※地方自治法施行令167条の2第1項第6号			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度 単独公共 町道1-262号線 物件調査業務委託	自 R5.12.18 ~ 至 R6.3.15	晃和測量設計株式会社	館林市赤土町857-2	1,463,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道1-262号線道路改良に伴う用地調査業務である。 下記業者は、町道1-262号線の測量設計業務を受託した業者であり、現地の状況に熟知していることから、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため、選定する。			
令和5年度 単独公共 土質調査業務委託	自 R5.12.22 ~ 至 R6.2.29	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	3,102,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		道路改良工事などの工事を施工し、建設発生土を搬出した時の状況なども把握している下記事業者に業務を依頼することで、経費削減などが見込めるため。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第6号			
令和5年度 単独公共 道路台帳補正業務委託	自 R6.1.26 ~ 至 R6.3.29	株式会社パスコ群馬支店	高崎市栄町14番5号	2,574,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、既存の道路台帳システムに補正を加えるものである。既存の道路台帳システムは、当該業者が作成したものであり、密接不可分な関係にある。また、同システムを当該業者以外にシステムの補正を履行させると、道路台帳システムの再構築から行う必要があり、莫大な時間と費用がかかる。 上記の理由により道路台帳システムを作成した当該業者と契約することで、履行期間の短縮と経費の削減が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			
令和5年度 単独公共 下水道台帳システム更新・保守業務委託	自 R5.4.1 ~ 至 R6.3.31	オリジナル設計株式会社	高崎市江木町338番地4号	2,024,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該システムの製造業者以外では、更新・保守を行うことが困難であり、業者が特定されるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			



工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和3年度～令和5年度 明和町公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託	自 R3.5.6 ～ 至 R6.2.26	株式会社ぎょうせい	東京都江東区新木場一丁目18番11号	31,500,000(3年総額)	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は昨年度に策定した明和町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画と不可分の関係であり、コスト及び工期縮減、精度の高い成果が期待できるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)			
令和5年度 明和町公共下水道事業 中谷マンホールポンプ更新工事	自 R5.6.22 ～ 至 R5.11.30	藤田エンジニアリング株式会社	高崎市飯塚町1174番地5	2,959,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業者は当該設備の設置を行った実績があり、現場の状況を熟知していることから、迅速かつ確実な施工が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和5年度～令和6年度 明和町公共下水道事業 曝気装置インバーター修繕	自 R5.4.1 ～ 至 R7.3.31	株式会社正興電機製作所	東京都千代田区東神田二丁目5番21号	4,730,000(2年総額)	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		設備を稼働させた状態で更新を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和5年度 明和町公共下水道事業 汚泥脱水機修繕	自 R5.6.29 ～ 至 R6.2.29	株式会社鶴見製作所	東京都台東区台東一丁目33番8号	12,980,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて設置が行われており、設備を稼働させた状態で修繕を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和5年度 明和町公共下水道事業 ケーキ貯留ホッパ汚泥漏れ修繕	自 R5.8.31 ～ 至 R5.12.29	メタウォーター株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目25番地	2,585,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて設置が行われており、設備を稼働させた状態で修繕を行うため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度 明和町公共下水道事業 脱臭装置修繕	自 R5.10.24 ~ 至 R6.3.31	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	1,925,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		点検を行った結果、早急な対応が必要であると判断されたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和5年度 明和町公共下水道事業 主ポンプ2号機修繕	自 R5.10.24 ~ 至 R6.3.31	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	4,004,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		点検を行った結果、電流値、吐出量の低下が見られ、早急な対応が必要であると判断されたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)			
令和5年度 単独公共 スズカケ公園植栽維持管理業務委託	自 R5.4.1 ~ 至 R6.3.31	有限会社キムケン	邑楽郡明和町下江黒216	1,870,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和5年度 単独公共 桜並木路 植栽維持管理業務委託	自 R5.4.1 ~ 至 R6.3.31	多田造園	邑楽郡明和町上江黒994	2,266,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			

工事・業務委託等名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課	
令和5年度 単独公共 川俣駅自由通路エレベーター・東口ペDESTリアンデッキエスカレーター保守点検業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	2,758,800	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		株式会社邑楽館林まちづくりは、本エスカレーターを含む川俣駅東口ペDESTリアンデッキ整備工事の受注者であるため、エスカレーターの様を熟知している。また、ペDESTリアンデッキにつながる明和メディカルセンタービル内のエレベーターを管理している実績があり、緊急時や故障時において適正な業務が期待できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)				
令和5年度 単独公共 川俣駅自由通路 維持管理業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	東武ビルマネジメント株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番12号	2,674,452	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		東武ビルマネジメント株式会社は、東武鉄道のグループ会社として、東武線沿線の建物管理実績が多数あり、川俣駅舎及び自由通路においても所有区分が東武鉄道と明和町になっていることから駅舎との一体管理による費用軽減が見込まれ、作業内容についても円滑な対応ができるものと考えられる。 また、自由通路の消防設備は川俣駅とも連動しているため、駅舎の維持管理を担っている東武ビルマネジメント株式会社に委託することで、万が一火災が発生した場合には、迅速に対応でき、設備が故障した場合には原因の特定や責任の所在が明確になるといえる。 さらに、本業務では、架線上の清掃をする際に、東武鉄道より認定証の交付を受けていることが要件となるが、東武ビルマネジメント株式会社は、認定証の交付を受けている。 以上の理由から、利用者の安全性などを確保するために、東武ビルマネジメント株式会社を見積業者として選定した。				
令和5年度 単独公共 町道68号外2線 街路樹維持管理業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	多田造園	邑楽郡明和町上江黒994	1,606,000	都市建設課	
		随意契約時の選定理由				
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)				
令和5年度 明和矢島地区造成事業 南区画用地測量業務委託	自 R5.4.12 ～ 至 R5.7.31	株式会社アイ・ディー・イー	高崎市倉賀野町4221-13	2,805,000	明和町土地開発公社	
		随意契約時の選定理由				
		明和矢島地区造成事業において、過去に造成設計業務委託を受注している業者のため、現場を熟知しており、速やかな業務遂行と確実な業務実施が見込めるため。				

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度 明和矢島地区造成事業 周辺整備工事	自 R5.4.7 ～ 至 R5.4.24	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100	2,640,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		関係機関との協議により、進出企業の開店前までに工事完了が必要となり、緊急に業務を発注する必要があるため。			
令和5年度 明和東部工業団地造成事業 分筆等測量業務委託	自 R5.6.30 ～ 至 R5.11.30	技研コンサル株式会社	前橋市国領町2-21-12	1,540,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		分譲企業からの要望により早期引き渡しが必要であり、早期引き渡しのためには群馬県企業局の確定測量と並行して本業務を行う必要があるため。			
令和5年度 明和東部工業団地造成事業 排水管敷設に係る附帯工事	自 R5.4.3 ～ 至 R5.5.31	原工業株式会社	館林市足次町1047	10,989,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		東部工業団地内の排水管敷設工事を施工している業者であり、同一業者に依頼することで、現場を熟知しているため迅速に工事を完成させることができ、重機の搬入費用などを抑えることができ安価にて施工が可能であるため。			
令和5年度 明和大輪中工業団地造成事業 埋蔵文化財試掘調査補助 業務委託	自 R5.12.19 ～ 至 R6.4.30	技研コンサル株式会社	前橋市国領町2-21-12	14,300,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		関係機関との協議により、早急な文化財調査が必要となり、緊急に業務を発注する必要があるため。			
令和5年度 明和大輪中工業団地造成事業 地質調査業務委託	自 R6.1.19 ～ 至 R6.3.29	技研コンサル株式会社	前橋市国領町2-21-12	4,477,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		関係機関との協議により、早急な地質調査が必要となり、緊急に業務を発注する必要があるため。			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和5年度 明和町土地開発公社公用車 購入	自 R6.1.19 ～ 至 R6.3.29	堀口自動車	邑楽郡明和町新里102	3,590,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		町内業者の受注機会の拡大、町内経済の活性化等により競争入札に付することが不利と認められるため。			
令和5年度 土地開発公社事務所に係る 総合管理業務委託	自 R5.4.1 ～ 至 R6.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	3,400,305	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和4年2月26日付明和メディカルセンタービル管理規約第6条第2項の規定に基づき設置した明和メディカルセンタービル施設管理者選定委員会で選定された事業者であるため、特命随意契約としたい。			